

不存在による非公開決定通知書

大財管第394号  
令和3年3月19日

林弘法律事務所 弁護士山中理司 様

大阪市長 松井 一郎



令和3年3月5日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	個人の所得証明書に対して裁判所の文書送付嘱託又は文書提出命令があった場合の取扱いについて定めた文書（最新版）
公開請求に係る公文書を保有していない理由	地方税法（昭和25年法律第226号）第22条によって守秘義務が課せられる情報について、法令の規定に基づいて情報の提供を求められた場合の取扱いは、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報の提供が必要と認められる場合に、必要な範囲で情報の提供に応じることが適当であると解されていることから、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。
担 当	財政局税務部管理課管理グループ (電話番号 06-6208-7773)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。